# 令和3年度 第793回 農業委員会総会議事録

三島市農業委員会

# 第793回 三島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日(金)午後3時~午後5時

2. 開催場所 三島市役所本館 2 階 第 2 会議室

3. 出席委員 農業委員 : 13 名

会長 1番 廣瀬 和正

農業委員

2番 髙橋 徹司 3番 細井 憲子 4番 山田 貴臣 梶 公彦 5番 6番 佐藤 操 7番 瀬川 稔 髙橋 博幸 8番 望月 正己 9番 10 番 山田 隆志 12番 三浦 正康 11番 山本 一喜 13 番 神山 衞憲

14番 市川 保

#### 4. 欠席委員

4番 山田 貴臣

5. 議事日程 第1号議案 農地法第18条による解約通知について

第2号議案 農地法第3条許可について

第3号議案 農地法第条許可について

第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認について

第5号議案 農地法第4条届出について

第6号議案 農地法第5条届出について

第7号議案 農地の利用目的変更届出について

第8号議案 農地中間管理事業による農地利用集積兼配分計画の

報告について

第9号議案 その他

## 6. 農業委員会事務局職員

三島市農業委員会事務局長 渡辺 博信、主事 八木 啓志

### 7. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより三島市農業委員会総会を開始したいと思います。 それでは、はじめに会長のご挨拶をいただきたいと思います。

## (会長挨拶)

【事務局長】ありがとうございました。それでは、総会の開会の宣告に入ります。農業委員会総会会議規則第六条第一項により、総会の開会は、会長が宣告することとなっております。会長、よろしくお願いします。

【会長】これより、第793回 三島市農業委員会総会を開催します。

【事務局長】次に、委員の出欠の報告に移ります。『農業委員会等に関する法律』第二十一条第 三項の規定より、総会が成立するためには、農業委員の定数の過半数の出席が必要となってお ります。本日の出席者は、農業委員が、14名中13名、欠席委員は、1名です。

【会長】只今事務局より、出欠の報告がありました。本日の出席委員は農業委員14名中13名の出席であり、定数の過半数に達しているため、本会議は成立いたしました。それでは、まず議事に先立ちまして、本会の議事録署名人に、5番 梶 公彦 委員、6番 佐藤 操 委員を指名いたしますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【会長】それでは、議題に入ります。第1号議案、農地法第18条による解約通知について、 事務局より報告願います。

(第1号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第2号議案、農地法第 3条許可について、髙橋 博幸 委員、説明願います。

(第2号議案、髙橋委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第2号、農地法第3条許可、案件1番について、事務局より説明します。本申請の譲受人は、台崎などで耕作を営む認定農業者になりまして、親戚である譲渡人から売買にて、所有権移転したいため、3条許可申請がありました。譲受人は、45年程度の農業の経験があり、トラクター2台、トラック等の車両6台、ユンボ1台、その他多数農機具を所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できると判断しました。世帯での働き手は、本人が300日、妻及び子が250日、父及び母が100日であり、世帯での年間従事日数が150日を超えているため、問題ありません。譲受人の経営面積は、権利取得後21,725㎡となり、下限面積3,000㎡を超えるため、要件を満たしております。隣地は譲受人の畑であり、周辺に影響を及ぼすおそれは極めて低いと思われます。また、農薬の使用については、地域の防除基準に従うとのことです。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条許可について、ですが、第4号議案、農地転用許可後の事業計画変更承認について、は併せて申請を受けましたので、瀬川委員より併せて説明願います。

(第3、4号議案、瀬川委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第5条許可、議案第4号、農地転用許可後の事業計画変更承認 について、併せて事務局より説明します。本申請人は、令和○年○月○日付けで農地法第5条 許可を受けた飲食業、運送業を営む法人になります。当初受けた許可の計画では、建物の雑排 水及び雨水は南側水路のみに放流する計画となっておりました。しかし、地元住民の要望によ り、過去に南側水路が豪雨により、満水となり道路が冠水してしまったことがあります。その ため、北側水路と分けて放流するよう要望があったことにより、5条許可申請及び変更承認申 請がありました。一度、許可を受けた土地の区域を拡大する場合、当初受けた許可の変更承認 申請と、新たに区域を拡大する農地に5条許可申請が必要となります。5条許可申請の細筆(ほ そふで)は、排水管を埋設し、その排水管の管理通路として利用されます。変更承認申請の目 的は、排水経路の変更となります。申請地の農地区分は、農地法施行規則第44条第2項によ り、「街区の宅地の割合が40%を超える」ことから、第3種農地になります。資力信用につい てですが、当初許可の資金計画にて賄えるとのことであり、資金計画に変更はなく、工事費、 事務費を申請者の残高証明を確認し、自己資金のみで資金を調達できることを確認しました。 また、申請地には、抵当権や仮登記など、農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、 令和3年6月1日から令和3年10月31日までの工事期間により、遅滞なく、転用する見込 みがあります。新たに5条許可申請がされる排水箇所については、9月頃工事を予定しており ます。申請に係る事業の施行に関し、都市計画法第29条の開発許可の変更が必要となります。 すでに都市計画課と協議済みであり、特段問題となる点はないことを確認しております。また、 申請地に隣接する農地はないため、周辺農地への営農状況に支障をきたすおそれはないと思わ れます。付近に被害を及ぼした場合、自費により防除措置等を行うことを確認しました。残地 農地については、すでに耕作土が盛られ、入口箇所の工事も完了していることを確認しました。 以上のことから、許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第5号議案、農地法第4条届出について、事務局より説明願います。

(第5号議案、事務局説明)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第6号議案、農地法第 5条届出について、事務局より説明願います。

(第6号議案、事務局説明)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第7号議案、農地の利用目的変更届出について、事務局より説明願います。

(第7号議案、事務局説明)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第8号議案、農地中間 管理事業による農地利用集積配分計画の報告について、事務局より説明願います。

(第8号議案、事務局説明)

【会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第9号議案、その他議案について、事務局より報告させます。

(第9号議案、事務局説明)

【会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。

以上、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。 これにて、第793回 三島市農業委員会総会 を閉会といたします。